



金 沢 市 公 報

第 2 7 5 7 号 の 3

平成25年(2013年)4月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目次	ページ
告 示	
金沢市自転車等駐車場条例の規定に基づく暫定自転車等駐車場の指定について (歩ける環境推進課)	1
平成25年告示第3号(自転車等を移動し、保管したことについて)の変更について (")	2
平成25年告示第16号(自転車等を移動し、保管したことについて)の変更について (")	2
平成25年告示第26号(自転車等を移動し、保管したことについて)の変更について (")	3
包括外部監査契約の締結について(行政経営課)	3
平成25年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したことについて(資産税課)	3
計量器の定期検査の実施について (人権女性政策推進課)	3
生活保護法等の規定に基づき指定を受けた施術者の施術所の名称の変更について (生活支援課)	4
生活保護法等の規定に基づき指定を受けた施術者の施術所の所在地の変更について (")	4
児童福祉法の規定による事業者の指定について (障害福祉課)	4

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による事業者の指定について(2件)	(")	5
都市計画の決定について(都市計画課)		5
沿道景観形成区域の指定及び沿道景観形成区域の沿道景観形成基準を定めたことについて (景観政策課)		5
平成8年告示第47号(本市が設置する都市公園の名称等について)の一部改正について (緑と花の課)		6
市道の路線の認定について(道路管理課)		7
市道の路線の廃止について(")		8
市道の路線の変更について(")		8
市道の区域の決定について(")		9
市道の区域の変更について(")		10
道路の供用の開始について(")		10
公 告		
金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて (農業委員会事務局)		12
教育委員会告示		
平成19年教育委員会告示第9号(個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額について)の一部改正について (教育総務課)		12
公営企業公告		
平成25年度の下水道事業受益者負担金の賦課対象区域について (建設課)		12

告 示

●金沢市告示第79号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第17条第1項の規定により、次の施設を暫定自転車等駐車場として指定したので、同条第2項の規定により告示します。

平成25年4月1日

金 沢 市 長 山 野 之 義

名 称	位 置	駐車できる自転車等の区分	入場及び出場の時間	利用に供する期間
金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場	金沢市広岡1丁目116番地1	自転車 原動機付自転車	午前零時から 午後12時まで	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで

金沢市営此花町自転車駐車場	金沢市此花町210番地	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から 午後12時まで	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで
金沢市営森本駅東第2自転車駐車場	金沢市弥勒町丙1番地	自転車 原動機付自転車	午前零時から 午後12時まで	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで
金沢市営鳴和第1自転車駐車場	金沢市大樋町41番地	自転車 原動機付自転車	午前零時から 午後12時まで	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで
金沢市営鳴和第2自転車駐車場	金沢市大樋町47番地1	自転車 原動機付自転車	午前零時から 午後12時まで	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで
金沢市営武蔵自転車駐車場	金沢市武蔵町424番地1	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から 午後12時まで	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで
金沢市営兼六園下暫定自転車駐車場	金沢市小將町21番地	自転車	午前零時から 午後12時まで	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで
金沢市営豎町自転車駐車場	金沢市豎町114番地1	自転車 原動機付自転車	午前零時から 午後12時まで	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで

備考

- この表において「自転車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車（2輪又は3輪のものに限る。）及び身体障害者用の車いすをいう。
- この表において「原動機付自転車」とは、道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車（2輪又は3輪のものに限る。）をいう。
- この表において「小型自動二輪車」とは、道路交通法第3条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量が0.125リットル以下のものをいう。
- この表において「大型自動二輪車等」とは、道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び同条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量が0.125リットルを超えるものをいう。

●金沢市告示第80号

平成25年告示第3号（自転車等を移動し、保管したことについて）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成25年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
保管した自転車等の返還を申し出る場所	金沢市広坂1丁目9番16号 財団法人金沢まちづくり財団	金沢市此花町3番2号 財団法人金沢まちづくり財団	平成25年4月1日

●金沢市告示第81号

平成25年告示第16号（自転車等を移動し、保管したことについて）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成25年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
保管した自転車等の返還を申し出る場所	金沢市広坂1丁目9番16号 財団法人金沢まちづくり財団	金沢市此花町3番2号 財団法人金沢まちづくり財団	平成25年4月1日

●金沢市告示第82号

平成25年告示第26号（自転車等を移動し、保管したことについて）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成25年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
保管した自転車等の返還を申し出る場所	金沢市広坂1丁目9番16号 財団法人金沢まちづくり財団	金沢市此花町3番2号 財団法人金沢まちづくり財団	平成25年4月1日

●金沢市告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約（以下「契約」という。）を締結したので、同条第5項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 契約の期間の始期
平成25年4月1日
- 2 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執行費用及び実費の額の合計額
- 3 契約を締結した者の氏名及び住所
池田 裕之
金沢市山科1丁目11番35号
- 4 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に一括で支払う。ただし、必要に応じ、概算で支払う。

●金沢市告示第84号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、平成25年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示します。

平成25年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市告示第85号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を行うので、同条第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 定期検査を行う区域
浅野川小学校、浅野町小学校、朝日小学校、粟崎小学校、医王山小学校、大浦小学校、大野町小学校、金石町小学校、菊川町小学校、木曳野小学校、鞍月小学校、小坂小学校、小立野小学校、犀川小学校、材木町小学校、新野町小学校、大徳小学校、田上小学校、俵小学校、千坂小学校、長田町小学校、花園小学校、馬場小学校、東浅川小学校、不動寺小学校、味噌蔵町小学校、三谷小学校、南小立野小学校、明成小学校、杜の里小学校、森本小学校、森山町小学校、諸江町小学校、夕日寺小学校及び湯涌小学校の児童通学区域
- 2 対象となる特定計量器

質量計

- 3 定期検査を行う期間
平成25年5月1日から平成26年3月31日まで
- 4 定期検査を行う場所
特定計量器の所在の場所

●金沢市告示第86号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定を受けた施術者から施術所の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成25年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所		所 在 地	変 更 年 月 日
	名 称			
	変 更 前	変 更 後		
宮野 健二郎	みやの接骨院	みやの鍼灸接骨院	金沢市諸江町9番20号	平成24年10月1日

●金沢市告示第87号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定を受けた施術者から施術所の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成25年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	名 称	施 術 所		変 更 年 月 日
		所 在 地		
		変 更 前	変 更 後	
伴庭 正盛	伴庭接骨院	金沢市菊川1丁目15番10号	金沢市幸町5番30号	平成24年4月1日

●金沢市告示第88号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の規定により、指定障害児相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第24条の37の規定により告示します。

平成25年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	主たる対象者	指 定 年 月 日
1770102174	新世紀ケアサービス	金沢市粟崎町2丁目414番地	株式会社新世紀ケアサービス	金沢市粟崎町2丁目414番地	特定無し	平成25年3月1日
1770102166	特定非営利活動法人サポート24相談支援事業所	金沢市東山3丁目11番14号	特定非営利活動法人サポート24	金沢市東山3丁目11番14号	特定無し	平成25年3月1日

●金沢市告示第89号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により告示します。

平成25年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象者	指定年月日
1710103795	オンステージ	金沢市三口新町3丁目6番1号	株式会社オンステージ	金沢市三口新町3丁目6番1号	就労継続支援A型	特定無し	平成25年3月1日
1710103787	ニチイケアセンターもろえ	金沢市三口町火37番地	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	特定無し	平成25年3月1日

●金沢市告示第90号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項及び第51条の17第1項第1号の規定により、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の30の規定により告示します。

平成25年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	相談支援の種類	主たる対象者	指定年月日
1730103817	新世紀ケアサービス	金沢市粟崎町2丁目414番地	株式会社新世紀ケアサービス	金沢市粟崎町2丁目414番地	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援	特定無し	平成25年3月1日
1730103809	特定非営利活動法人サポート24相談支援事業所	金沢市東山3丁目11番14号	特定非営利活動法人サポート24	金沢市東山3丁目11番14号	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援	特定無し	平成25年3月1日

●金沢市告示第91号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成25年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画の種類	都市計画を決定した土地の区域	縦覧場所	備考
金沢都市計画地区計画	金沢市三池町の一部	金沢市都市整備局都市計画課	スマートタウン東金沢地区地区計画

●金沢市告示第92号

金沢市における美しい沿道景観の形成に関する条例（平成17年条例第6号）第7条第1項の規定により、沿道景観形成区域を指定し、及び同条例第8条第1項の規定により、沿道景観形成基準を定めたので、同条例第7条第5項（同条例第8条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり告示し、沿道景観形成区域の区域図を金沢市都市整備局景観政策課において公衆の縦覧に供します。

平成25年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 沿道景観形成区域の名称及び位置

区域名	位 置
東インター大通り区域	東山1丁目、東山2丁目、東山3丁目、森山1丁目、森山2丁目、小橋町、元町2丁目、浅野本町、浅野本町2丁目、乙丸町、高柳町、磯部町、田中町、松寺町及び千田町の各一部

2 沿道景観形成区域の指定及び沿道景観形成基準に係る区域図

別図（登載省略）のとおり

3 沿道景観形成基準となる事項及びその内容

(1) 沿道景観形成基準となる事項

ア 道路及びその附属物の色彩及び意匠

イ 広告物及び広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）の位置、面積、色彩及び表示の方法

ウ 建築物その他の工作物（道路及びその附属物並びに広告物等に係るものを除く。）の規模、位置、色彩、意匠及び形態

エ 宅地その他の土地の形質

オ 緑化

カ その他

(2) 沿道景観形成基準の内容

別紙（登載省略）のとおり

●金沢市告示第93号

平成8年告示第47号（本市が設置する都市公園の名称等について）の一部を次のように改正する。

平成25年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

第1項の表中

154	北四十万第3児童公園	金沢市四十万町北イ275番1	昭和53年 12月5日	平成24年 3月1日		を
154	四十万北りんご公園	金沢市四十万町北イ275番1	昭和53年 12月5日	平成25年 4月1日		に、
441	太陽が丘しいの木公園	金沢市太陽ヶ丘土地区画整理事業地内 7工区11街区	平成25年 1月11日			を
441	太陽が丘しいの木公園	金沢市太陽ヶ丘土地区画整理事業地内 7工区11街区	平成25年 1月11日			に
442	西金沢駅西口公園	金沢市西金沢2丁目179番	平成25年 4月1日			
443	金石夕映え広場	金沢市金石西2丁目532番	平成25年 4月1日			

改め、第7項の表中

79	桜坂河岸緑地	金沢市清川町94番	平成22年 4月12日			を
----	--------	-----------	----------------	--	--	---

79	桜坂河岸緑地	金沢市清川町94番	平成22年 4月12日		
80	長町2丁目緑地	金沢市長町2丁目423番1	平成25年 4月1日		

改める。

●金沢市告示第94号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のように認定します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成25年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成25年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
1614	十 一 屋 町 線 10号	十 一 屋 町 310番 6先から 十 一 屋 町 310番 1先まで	
3009	二 塚 9号 専 光 寺 町 西 線 36号	専 光 寺 町 ツ 17番 7先から 専 光 寺 町 ツ 17番 9先まで	
3012	二 塚 12号 赤 土 町 線 16号	赤 土 町 ワ 26番 3先から 赤 土 町 ワ 26番 1先まで	
3012	二 塚 12号 赤 土 町 線 17号	赤 土 町 ワ 46番 6先から 赤 土 町 ワ 48番 2先まで	
3012	二 塚 12号 赤 土 町 線 18号	赤 土 町 ワ 47番 2先から 赤 土 町 ワ 49番 5先まで	
3012	二 塚 12号 赤 土 町 線 19号	赤 土 町 ワ 70番 4先から 赤 土 町 ワ 70番 2先まで	
3012	二 塚 12号 赤 土 町 線 20号	赤 土 町 ワ 71番 11先から 赤 土 町 ワ 71番 8先まで	
3012	二 塚 12号 赤 土 町 線 21号	赤 土 町 カ 1番 70先から 赤 土 町 カ 1番 84先まで	
3212	大 徳 12号 寺 中 町 線 53号	寺 中 町 イ 72番 11先から 寺 中 町 イ 72番 4先まで	
3222	大 徳 22号 松 村 6 丁 目 線 20号	松 村 6 丁 目 180番 1先から 松 村 6 丁 目 180番 3先まで	
3222	大 徳 22号 松 村 6 丁 目 線 21号	松 村 6 丁 目 53番 1先から 松 村 6 丁 目 53番 3先まで	
3511	弓 取 11号 三 口 町 線 35号	三 口 町 木 320番 7先から 三 口 町 木 320番 9先まで	
3719	鞍 月 19号 大 友 町 線 47号	大友土地区画整理事業地内 2街区 1番 先から 大友土地区画整理事業地内 3街区 2番 先まで	
3719	鞍 月 19号 大 友 町 線 48号	大友土地区画整理事業地内 3街区 1番 先から 大友土地区画整理事業地内 4街区 1番 先まで	
3719	鞍 月 19号 大 友 町 線 49号	大友土地区画整理事業地内 3街区 3番 先から 大友土地区画整理事業地内 1街区 2番 先まで	
3822	押 野 22号 西 金 沢 3 丁 目 線 20号	西 金 沢 3 丁 目 354番 1先から 西 金 沢 3 丁 目 370番 先まで	

4020	三馬 20号 泉本町 5 丁目線 4号	泉本町 5 丁目 泉本町 5 丁目	7番 1先から 7番 6先まで	
4436	小坂 36号 柳橋町 線 19号	柳橋町 甲 柳橋町 甲	67番 5先から 67番 2先まで	
4436	小坂 36号 柳橋町 線 20号	柳橋町 甲 柳橋町 甲	46番 9先から 45番 5先まで	
4449	小坂 49号 三池町 線 61号	三池町 三池町	150番 先から 158番 6先まで	
4449	小坂 49号 三池町 線 62号	三池町 三池町	167番 2先から 158番 7先まで	
4602	犀川 2号 末町北 線 14号	末町 拾四字 末町 拾四字	29番 3先から 26番 2先まで	

●金沢市告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、市道の路線を次のように廃止します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成25年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供しません。

平成25年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
358	2 級 幹 線 358号 四 十 万 町 線	南 四 十 万 3 丁 目 南 四 十 万 3 丁 目	35番 先から 38番 先まで
1101	堀 川 町 線 21号	堀 川 町 堀 川 町	510番 先から 514番 先まで
1101	堀 川 町 線 22号	堀 川 町 堀 川 町	508番 先から 507番 先まで
1126	長 土 堀 3 丁 目 線 1号	長 土 堀 3 丁 目 長 土 堀 3 丁 目	419番 先から 412番 先まで
3928	額 28号 四 十 万 町 東 線 58号	南 四 十 万 3 丁 目 南 四 十 万 3 丁 目	12番 先から 16番 先まで

●金沢市告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、市道の路線を次のように変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成25年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供しません。

平成25年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	新旧の別	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
3222	旧	大 德 22号	松 村 6 丁 目	77番 1先から
			松 村 6 丁 目	77番 5先まで
	新	松 村 6 丁 目 線 16号	松 村 6 丁 目	77番 1先から
			松 村 6 丁 目	62番 7先まで

3716	旧	鞍 月 16号 大 友 町 口 63番 3 先から
	新	御 供 田 町 線 21号 大 友 町 口 43番 1 先まで
3814	旧	八 日 市 出 町 95番 先から
	新	八 日 市 出 町 線 16号 八 日 市 出 町 92番 先まで
3819	旧	八 日 市 5 丁 目 106番 先から
	新	八 日 市 5 丁 目 線 4号 八 日 市 5 丁 目 122番 先まで
3822	旧	西 金 沢 3 丁 目 431番 先から
	新	西 金 沢 3 丁 目 線 15号 西 金 沢 3 丁 目 370番 先まで
3822	旧	西 金 沢 3 丁 目 394番 先から
	新	西 金 沢 3 丁 目 線 16号 西 金 沢 3 丁 目 407番 先まで
3827	旧	押 野 2 丁 目 255番 先から
	新	押 野 2 丁 目 線 3号 押 野 2 丁 目 24番 先まで
		押 野 2 丁 目 218番 1 先から
		押 野 2 丁 目 31番 先まで

●金沢市告示第97号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道の区域を次のように決定します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成25年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成25年4月1日

金 沢 市 長 山 野 之 義

道路の種類	路 線 名	幅 員 (m)	延 長 (m)
一般市道	十一屋町線10号	6.0	55
一般市道	二塚9号専光寺町西線36号	5.0 ~ 10.0	26
一般市道	二塚12号赤土町線16号	5.0	34
一般市道	二塚12号赤土町線17号	10.2 ~ 11.1	125
一般市道	二塚12号赤土町線18号	6.0	109
一般市道	二塚12号赤土町線19号	6.0 ~ 12.0	24
一般市道	二塚12号赤土町線20号	6.0 ~ 12.0	36
一般市道	二塚12号赤土町線21号	6.0	61
一般市道	大徳12号寺中町線53号	5.0	124
一般市道	大徳22号松村6丁目線16号	6.0 ~ 12.0	76
一般市道	大徳22号松村6丁目線20号	6.0	31
一般市道	大徳22号松村6丁目線21号	5.8	30
一般市道	弓取11号三口町線35号	6.0	43
一般市道	鞍月16号御供田町線21号	5.6 ~ 8.7	266

一般市道	鞍月19号大友町線47号	6.0	52
一般市道	鞍月19号大友町線48号	6.0	176
一般市道	鞍月19号大友町線49号	6.0	115
一般市道	押野14号八日市出町線16号	6.0 ~ 8.5	83
一般市道	押野19号八日市5丁目線4号	5.4 ~ 6.5	190
一般市道	押野22号西金沢3丁目線15号	4.6	46
一般市道	押野22号西金沢3丁目線16号	4.6 ~ 6.2	129
一般市道	押野22号西金沢3丁目線20号	4.6	124
一般市道	押野27号押野2丁目線3号	4.5 ~ 4.6	220
一般市道	三馬20号泉本町5丁目線4号	5.7	33
一般市道	小坂36号柳橋町線19号	5.0	30
一般市道	小坂36号柳橋町線20号	5.0	45
一般市道	小坂49号三池町線61号	4.7 ~ 5.0	134
一般市道	小坂49号三池町線62号	6.0 ~ 6.2	113
一般市道	犀川2号末町北線14号	6.0	55

●金沢市告示第98号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成25年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成25年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一級幹線	1級幹線119号 金沢駅通り線	本町1丁目 576番 先から	旧	36.0	33
		本町1丁目 572番 先まで	新	36.0~49.4	33
一般市道	金石西2丁目線 26号	金石西2丁目 559番 1先から	旧	9.5~31.0	88
		金石西2丁目 535番 1先まで	新	8.0~20.0	88

●金沢市告示第99号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成25年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成25年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

路線名	区 間	供用開始日
1級幹線119号 金沢駅通り線	本町1丁目 576番 先から	平成25年4月1日
	本町1丁目 572番 先まで	
十一屋町線 10号	十 一 屋 町 310番 6先から	平成25年4月1日
	十 一 屋 町 310番 1先まで	
金石西2丁目線 26号	金石西2丁目 559番 1先から	平成25年4月1日
	金石西2丁目 535番 1先まで	
二 塚 9号 専光寺町西線 36号	専 光 寺 町 ツ 17番 7先から	平成25年4月1日
	専 光 寺 町 ツ 17番 9先まで	

二 赤 土 町 線	塚 12号 線 16号	赤 赤	土 土	町 町	ワ ワ	26番 3 26番 1	先から 先まで	平成25年4月1日
二 赤 土 町 線	塚 12号 線 17号	赤 赤	土 土	町 町	ワ ワ	46番 6 48番 2	先から 先まで	平成25年4月1日
二 赤 土 町 線	塚 12号 線 18号	赤 赤	土 土	町 町	ワ ワ	47番 2 49番 5	先から 先まで	平成25年4月1日
二 赤 土 町 線	塚 12号 線 19号	赤 赤	土 土	町 町	ワ ワ	70番 4 70番 2	先から 先まで	平成25年4月1日
二 赤 土 町 線	塚 12号 線 20号	赤 赤	土 土	町 町	ワ ワ	71番 11 71番 8	先から 先まで	平成25年4月1日
二 赤 土 町 線	塚 12号 線 21号	赤 赤	土 土	町 町	カ カ	1番 70 1番 84	先から 先まで	平成25年4月1日
大 寺 中 町 線	徳 12号 線 53号	寺 寺	中 中	町 町	イ イ	72番 11 72番 4	先から 先まで	平成25年4月1日
大 松 村 6 丁目 線	徳 22号 線 16号	松 村 6 丁目 松 村 6 丁目	6 丁目 6 丁目	目 目		77番 1 62番 7	先から 先まで	平成25年4月1日
大 松 村 6 丁目 線	徳 22号 線 20号	松 村 6 丁目 松 村 6 丁目	6 丁目 6 丁目	目 目		180番 1 180番 3	先から 先まで	平成25年4月1日
大 松 村 6 丁目 線	徳 22号 線 21号	松 村 6 丁目 松 村 6 丁目	6 丁目 6 丁目	目 目		53番 1 53番 3	先から 先まで	平成25年4月1日
弓 三 口 町 線	取 11号 線 35号	三 三	口 口	町 町	木 木	320番 7 320番 9	先から 先まで	平成25年4月1日
鞍 御 供 田 町 線	月 16号 線 21号	御 供 田 町 大友土地区画整理事業地内	町 口 1街区		口	63番 3 2番	先から 先まで	平成25年4月1日
鞍 大 友 町 線	月 19号 線 47号	大友土地区画整理事業地内 大友土地区画整理事業地内	2街区 3街区			1番 2番	先から 先まで	平成25年4月1日
鞍 大 友 町 線	月 19号 線 48号	大友土地区画整理事業地内 大友土地区画整理事業地内	3街区 4街区			1番 1番	先から 先まで	平成25年4月1日
鞍 大 友 町 線	月 19号 線 49号	大友土地区画整理事業地内 大友土地区画整理事業地内	3街区 1街区			3番 2番	先から 先まで	平成25年4月1日
押 八 日 市 出 町 線	野 14号 線 16号	八 日 市 出 町 八 日 市 5 丁目	町 5 丁目			95番 610番	先から 先まで	平成25年4月1日
押 八 日 市 5 丁目 線	野 19号 線 4号	八 日 市 5 丁目 八 日 市 5 丁目	丁目 丁目			596番 122番	1先から 3先まで	平成25年4月1日
押 西 金 沢 3 丁目 線	野 22号 線 15号	西 金 沢 3 丁目 西 金 沢 3 丁目	丁目 丁目			431番 400番	先から 1先まで	平成25年4月1日
押 西 金 沢 3 丁目 線	野 22号 線 16号	西 金 沢 3 丁目 西 金 沢 3 丁目	丁目 丁目			435番 415番	1先から 先まで	平成25年4月1日
押 西 金 沢 3 丁目 線	野 22号 線 20号	西 金 沢 3 丁目 西 金 沢 3 丁目	丁目 丁目			354番 370番	1先から 先まで	平成25年4月1日
押 押 野 2 丁目 線	野 27号 線 3号	押 野 2 丁目 押 野 2 丁目	丁目 丁目			218番 31番	1先から 先まで	平成25年4月1日
三 泉 本 町 5 丁目 線	馬 20号 線 4号	泉 本 町 5 丁目 泉 本 町 5 丁目	丁目 丁目			7番 7番	1先から 6先まで	平成25年4月1日
小 柳 橋 町 線	坂 36号 線 19号	柳 橋 町 柳 橋 町	町 甲 町 甲			67番 67番	5先から 2先まで	平成25年4月1日

小 坂 36号	柳 橋 町 甲	46番 9 先から	平成25年4月1日
柳 橋 町 線 20号	柳 橋 町 甲	45番 5 先まで	
小 坂 49号	三 池 町	150番 先から	平成25年4月1日
三 池 町 線 61号	三 池 町	158番 6 先まで	
小 坂 49号	三 池 町	167番 2 先から	平成25年4月1日
三 池 町 線 62号	三 池 町	158番 7 先まで	
犀 川 2号	末 町 拾四字	29番 3 先から	平成25年4月1日
末 町 北 線 14号	末 町 拾四字	26番 2 先まで	

公 告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成25年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第3号

平成19年教育委員会告示第9号（個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額について）の一部を次のように改正する。

平成25年4月1日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

第1項の表中 「金沢市立戸板小学校屋内運動場 600平方メートル」 を 「金沢市立戸板小学校屋内運動場 1,157平方メートル」 に改める。

公 営 企 業 公 告

金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和47年条例第44号）第5条の規定により、下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を次のように定めます。

平成25年4月1日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

第6負担区

近岡町、副都心北部直江土地区画整理事業地及び湊4丁目の各一部

第7負担区

河原市町、岸川町、田上本町、高柳町、舘町、銚子町、利屋町、副都心北部大友土地区画整理事業地、副都心北部大河端土地区画整理事業地、副都心北部直江土地区画整理事業地及び牧町の各一部

平成25年(2013年)4月1日	印刷	発行人	金 沢 市
平成25年(2013年)4月1日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
	定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地 (株) 共 栄